議案第42号

専決処分の承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年5月12日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号) 第179条第1項の規定により専決処分する。

瑞穂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

令和7年3月31日

瑞穂町長 杉 浦 裕 之

瑞穂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

瑞穂町国民健康保険税条例(昭和40年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項ただし書中「24万円」を「26万円」に改める。

第11条第1項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同項第2号中「29万5,000円」を「30万5,000円」に改め、同項第3号中「54万5,000円」を「56万円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の瑞穂町国民健康保険税条例の規定は、 令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。 新 旧

第1条 略

(課税額)

第2条 略

- 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第 2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属す る国民健康保険の被保険者につき算定した 所得割額及び被保険者均等割額の合算額と する。ただし、当該合算額が<u>66万円</u>を超え る場合においては、基礎課税額は、<u>66万円</u> とする。
- 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。) 及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合 算額とする。ただし、当該合算額が<u>26万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援 金等課税額は、26万円とする。

4 略

第3条から第10条の8 略

(国民健康保険税の減額)

第11条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

第1条 略

(課税額)

第2条 略

- 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第 2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属す る国民健康保険の被保険者につき算定した 所得割額及び被保険者均等割額の合算額と する。ただし、当該合算額が65万円を超え る場合においては、基礎課税額は、65万円 とする。
- 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。) 及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合 算額とする。ただし、当該合算額が24万円 を超える場合においては、後期高齢者支援 金等課税額は、24万円とする。

4 略

第3条から第10条の8 略

(国民健康保険税の減額)

第11条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円)及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 略

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

アからウ 略

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき50万円を動力した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

アからウ 略

2及び3 略

第11条の2から第15条 略

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。 (適用区分)
- 2 この条例による改正後の瑞穂町国民健康 保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度 分の国民健康保険税について適用し、令和6

(1) 略

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円 (納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

アからウ 略

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

アからウ 略

2及び3 略

第11条の2から第15条 略

年度分までの国民健康保険税については、な お従前の例による。	